今和2年度 八大書間子供知 (4日本史公) 主部目

9	が和が牛皮	公义書	:义善用不认况(4月决定分) 主祝局														祿式2-1
					決定区分				(根拠規定)条例7条						条		
月整玛者与	年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示別	非開示	^{1±} :	存否応答拒否	2号	3号号	4号	5 号	6号	7 号	8 9 号	非開示理由等	所管局部課 等
-	R3.4.8		標準宅地番号04-390、04-404、04-142、04-147、04-405に係る令和3 基準年度標準宅地の鑑定評価書及び価格算定補足資料並びに取引事例補足 資料	50	1	L			1	. 1	1		1			(7条3号) 公にすることで、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条4百) 偽浩された場合に、当該不動産経定十及7不動産経定業者の財産かどを脅かすおそれがあると認めれるため	主税局港都 税事務所固 定資産評価 課
2	R3.4.16	R3.4.23	標準宅地01-087に係る令和3基準年度標準宅地の鑑定評価書	4	1	L			1	. 1	1		1			(7条3号) 公にすることで、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条4項) 偽浩された場合に 当該不動産総定十及び不動産総定業者の財産かどを脅かすおそれがあると認めれるため	主税局中央 都税事務所 固定資産評 価課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。